(資料 63-1)

書式変更: フォント : 14 pt

予備耐震診断、耐震モデル地区事業の住まいアドバイザー派遣及び 詳細耐震診断等について

次に掲げる対象建築物のうち所有者等の申請があったものについて、次の予備耐震診

断等を実施し、耐震化の必要性の啓発及び助成制度の周知を行うものである。

項目	内容	対象建築物
予備耐震	区が専門家(建築士)を派遣	新宿区に存する昭和 56 年 5 月 31 日以前に
診断	し、簡易的な住宅の耐震診断を	着工した木造 2 階建て以下の住宅、店舗等併
	行う。	用住宅(※1)
詳細耐震	区が専門家(建築士)を派遣	※1:店舗等併用住宅は、延べ面積の2分の1
<u>診断</u>	し、一般診断法による耐震診断	以上が居住の用に供するものに限る。
	<u>を行う。</u>	
耐震モデ	①住まいのアドバイザー派遣	耐震モデル地区(※2)内に存する昭和 56
ル地区事	区が専門家(建築士)を派遣	年5月31日以前に着工した木造2階建て以下
業の住ま	し、住宅相談及び簡易な耐震診	の住宅、店舗等併用住宅(※3)
いのがが	断を行う。	※2:耐震化支援事業の重点地区の中から、年
イザー派遣		度ごとに選定した対象地区をいう。
及び詳細	②詳細耐震診断	なお、耐震化支援事業の重点地区と
耐震診断	区が専門家(建築士)を派遣	は、東京都「地震に関する地域危険度調
	し、住宅相談及び一般診断法に	査(第5回)において建物倒壊危険度及
	よる耐震診断を行う。	び火災危険度のランクが4及び5である
		等、地域の地震による危険性が高い地区
		として区が選定した地区をいう。
		※3:上記※1と同様
個別訪問		重点地区外に存する昭和 56 年 5 月 31 日以
事業の住		前に着工した木造 2 階建て以下の住宅、店舗
<u>まいのアト゚</u>		等併用住宅(※4)
<u>パイサ゚ー派</u>		※4:上記※1と同様
遺及び詳		
細耐震診		
<u>断</u>		

書式変更: 右揃え

書式変更: フォントの色 : テキスト 1

書式変更: フォントの色 : テキスト 1

書式変更: フォントの色 : テキスト 1

<u>※太字ゴシック(下線)が平成 28 年度第 5-6 回本審議会了承内容からの変更内容</u>

書式変更: フォントの色 : テキスト 1